

令和元年第4回太子町議会定例会（第481回町議会）会議録（第4日）

令和元年9月4日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第36号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 2 議案第37号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第38号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第39号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第40号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 6 議案第41号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 7 議案第44号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
- 8 議案第45号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第46号 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第48号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 12 議案第49号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第50号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第51号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第52号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第53号 太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第54号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第55号 太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第56号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第57号 太子町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 認定第1号 平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第2号 平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第3号 平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第4号 平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第5号 平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第6号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 27 認定第7号 平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第36号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 2 議案第37号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第38号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第39号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第40号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）

- 6 議案第41号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 7 議案第44号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
- 8 議案第45号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第46号 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第48号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 12 議案第49号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第50号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第51号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第52号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第53号 太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第54号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第55号 太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第56号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第57号 太子町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 認定第1号 平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第2号 平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第3号 平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第4号 平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第5号 平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第6号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 27 認定第7号 平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

会議に出席した議員

1 番	松 浦 崇 志	2 番	出 原 賢 治
3 番	森 田 哲 夫	4 番	吉 田 正 之
5 番	長谷川 正 信	6 番	玉 田 正 典
7 番	上 山 隆 弘	8 番	中 薮 清 志
9 番	首 藤 佳 隆	10 番	福 井 輝 昭
11 番	清 原 良 典	12 番	中 島 貞 次
13 番	井 村 淳 子	14 番	堀 卓 史
15 番	藤 澤 元之介		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	大 谷 員 代	書 記	森 文 彰
書 記	三 井 和 代		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	服 部 千 秋	副 町 長	名 倉 嗣 朗
教 育 長	沖 汐 守 彦	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	木 村 和 義	経 済 建 設 部 長	八 幡 充 治
教 育 次 長	栄 藤 雅 雄	財 政 課 長	嶋 津 一 弥
総 務 課 長	栗 岡 正 則	町 民 課 長	杉 原 勝 由
生活環境課長	首 藤 武 司	社会福祉課長	藤 野 和 徳
上下水道事業所長	山 口 裕 之	管 理 課 長	山 本 紀 弘
監 査 委 員	蓮 本 了 遠		

(開議 午前10時00分)

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

令和元年第4回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 議案第36号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）

○議長（藤澤元之介） 日程第1、議案第36号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 おはようございます。

それでは、歳出のところで3点確認させていただきます。

19ページ款2総務費、項1総務管理費、目2電子計算機費、節14使用料及び賃借料の電子計算機借料のところと節18備品購入費のところ、減額されて購入されると。それ以外にもシステム関係でかなりの数のところ同じ形態、リースではなくて単年度契約による購入という形をとられているのですけれども、一般質問でも高度情報化計画についての質問をしたのですが、運用コストの削減というところに関連してのことかと思うのですけれども、一般質問の中ではその答弁はなかったその辺の確認をしながら、どういった理由でどういった効果を見据えての今回のリースから単年度契約にされたのかというところの説明をお願いします。個々の台数とかはまた決算でもわかると思うので、省略しておきます。

37ページの款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費のところの節11需用費、パソコン修理という形で、説明のほうでは6月に落雷があって石海小学校のパソコンが壊れたという説明があったのですが、このとき、同じ日、たしか3時半か4時かそれぐらいにすごい雷が落ちて、福地地域でもかなりのお宅が壊れたりしたのです。福地クラブの放送施設もアンテナが壊れたというふうな状況だったのですが、この雷、福地としてはどこに落ちたかというのははっきりわからなかったのですが、石海小学校、教育委員会のほう、その辺、雷がどこに落ちたんだとかそうい

うところわかっていますかということを確認したいと思います。

あと、一番下、款10教育費、項4幼稚園費、目2教育振興費、節19負担金補助及び交付金の幼稚園給食副食費負担金のところ、幼児教育の無償化に伴ってのことだとわかっておりますが、詳しくは福祉文教常任委員会に付託されています議案第51号のところでは詳細はまた聞いていきますけれども、この幼稚園の給食副食費負担金についてのところの概略といいますかその辺のところ、こういったことでこれが上がっているのかという説明を再度お願いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、節14使用料及び賃借料の減額と節18備品購入費について増額している電算のシステムについて、そのように補正をさせていただいたことについて御説明をさせていただきます。

単年度に経費負担にならないように経費を平準化することを目的にリース契約による調達をしておりましたが、5年間で支払いするものであり、リース料金を考えると買い取りにするほうが有利であると判断し、今度はリース満了するものから順次、購入する方向で予算計上したいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 小学校費のパソコン修理に関連して落雷の地点ということですが、私どものほうでも落雷の地点については把握をしているわけではございません。学校のほうから校務用のパソコンとネットワーク機器が落雷でこわれてしまったということで連絡を受けた次第でございまして、どの地点に落雷が起こったのかということについては把握しているわけではございません。

ちなみに、落雷でパソコン機器が故障しました後、現在は臨時的に代替え機でもって運用しているところでございます。

それからもう一点、幼稚園の給食副食費の件でございまして。幼児教育の無償化に伴います処置でございまして、基本的に給食費については保護者負担という原則があるのですが、この副食費の一部と申しましょうか、副食費に関しまして年収の360万円未満の世帯に対する子供、それから第3子の子供に関しましては、この副食費の負担軽減というのが決定されております。その該当の園児に係ります副食費についてこの負担金を計上させていただいて、給食のほうにこの分を充当させていただくということの今回の補正でございまして。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 情報化計画の中の運用コスト削減という一環でいろいろ考えていただいたということなので、これからも継続してされることを要望しておきます。

小学校のパソコンのことで細かいことになって申しわけないのですが、例えば雷が鳴ったときあたりは本当に真っ暗になって雷が鳴るというのがわかって自分の家のパソコンなんか全部消していったのですが、小学校はそういうことをしないのですか。そこだけ確認。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） かなりの雷鳴がとどろいて、これはやばいというときに全てパソコンを落とすと申しますと、現在はそこまではやっておらないというのが現実でございまして。まだ情報関連の機器が脆弱な時代については、とりあえず急ぐ業務じゃない場合は電源を落としてというようなそういう時代もあったのですが、現在はそこまでは対応としてはしていないというのが現状でございまして。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

玉田正典議員。

○玉田正典議員 1点、21ページ、款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費、節7賃金です。説明では雇用に至らずという説明でございました。資料も見せていただいたら、現年はよく頑張っておられるなという思いがあります。しかしながら、滞納分につきましてはもう一頑張り、二頑張りいただきたいというところがございます。

税の徴収というのは歳入の確保、あるいは公平性からも大事なことです。今回、これを落とすということはまだ半年、今年度半年残っておりますけれども、落とすことによって税の確保という部分からどういうふうを考えておられるのか、そこら辺をお聞きしたいと思えます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 節7賃金、嘱託徴収員賃金でございますが、議員も言われましたように募集しまして2名の方が来られましたが採用という形には至りませんでした。現在、今まで来ていただいている方をアルバイト職員として来ていただいております。徴収の継続については実施しているような状況でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 歳出のほうで1点確認させていただきます。

41ページ、款10教育費、項6保健体育費、目3総合公園管理費、節15工事請負費、テニスコート人工芝張替工事費671万7,000円が補正で上がっております。

私、現地に行って確認しました。これ、水路を挟んで北側にA、B、Cの3面、南側にD、E、Fの3面があります。今回、多分D、E、Fの3面を修理されると思いますが、大変ひどい状態でした。ここ一、二カ月では起きないような破れ等が走っております。よく事故もなくやってきたなと思えます。

今回、この修理につきまして南面全体の敷地の張りかえなのか、3面、コート面だけの張りかえなのか、その辺お聞きします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） このたびの人工芝の張りかえでございますが、おっしゃられるとおりD、E、Fの3面のコートでございます。昨年度、Aコートを張りかえたのですけれども、それと同じような形でコート面を張りかえるという形になります。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 テニスコートができて約10年以上経過しております。昨年、今教育次長が言われましたとおりに北面のAコートの張りかえが終わっています。ただ、次にB、Cコートを見ましても傷んでいる状態です。その辺のB、Cの2面のコートについてはどのように考えていらっしゃるのかお聞きします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） このD、E、Fのコートでございますが、年度当初に県の地域創生交付金、県の単独の補助でございますが、その交付金に申請をいたしまして、このたびそれが通ったということで、この3面については非常に傷みも激しいということで補修計画を立てていたわけなのですけれども、この交付金も通ったということで全面的に張りかえようということで補正を上げさせていただいているものでございます。

B、Cコートにつきましては、昨年度部分補修をいたしております。ただ、Aコート、それからこのたびさせていただくD、E、Fコートと違いまして部分補修でございますので、いわゆる応急的な処置でございます。近い将来、それが1年後になるのか2年後になるのかわかりませんが、同じように全面的な張りかえを行う必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 まず、25ページ款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金補助及び交付金の高齢者等住宅改造費助成金追加ということで、県の制度改正もあつて駆け込み需要によるものという説明がありました。県の制度改正についてもう少し詳しい説明をお願いします。

それから、41ページ款10教育費、項6保健体育費、目3総合公園管理費、節7賃金のところでも嘱託事務員賃金が減額されております。雇用に至らなかったからということでございますが、先ほどの税務課のほうはアルバイトとして来ていただいているので業務には支障がないというような説明でしたけれども、この総合公園のほうはいかがなものでしょうか。

それと、ページが前後しますけれども33ページ款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15工事請負費、町道維持補修工事費で矢田部のところですけども、丸山線ののり面の風化、今後通行者の安全確保をするということで、現在でもバリケードで落石とかがないように保護をされております。

もし、今回この補正予算が決まるようでしたら、いつから工事をされるのか、それとそこは新幹線の西から東へ行つて、それから南北に分かれるのですけれども、すごい間口が出にくいところとして、そこの町道、のり面のところというのはふだんからでも交通が危ないような出口、また入り口についても危ないところですので、そこの安全についての考え方をお願いします。

最後ですけども、35ページの款9消防費、項1消防費のところ、歳入のほうでマイ避難カードをモデル事業するというふうな歳入がありました。ここの歳出のほうで出ているということで今回上がっておりますが、マイ避難カードにつきましてもう少し詳しい説明をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 高齢者等住宅改造費助成金についてでございますが、この住宅改造、いわゆる認知症等の方に安全に暮らしていただくために手すりとかトイレ、台所、お風呂等をそれぞれの改修をしていく補助はこれまで出ておったわけですが、それぞれの箇所ごとに上限の額というのが決まっておりました。例えば、トイレだったら30万円までとかお風呂だったら50万円までとかそういったそれぞれの箇所の枠が今回の改正でなくなりました。

ということは、希望する方はそれなりの大きな工事ができるようになったと、ただし上限はございます、80万円というアッパーはあるんですが、それが今までは1カ所についてそれぞれあったものをトイレだけでも80万円までしようと思えばできるようなそういう制度改正ができたものですから、それなりの大きな工事の額になっております。

それと、この消費税を見ながら駆け込みで当初9件ぐらいの予定を組んでおったのですが、もう上半期でかなりの応募がありましたので、年度内の申請件数を約16件分と見直しまして、それに係る費用を算出して今回の補正額としております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。



通行の方も中学生の通学路というのかかなり中学生の方も通っておりますので、その点は十分に気をつけていただくようお願いいたします。

それと、先ほど高齢者住宅の改正があったということで、より幅広く使えるようになったのかなとは思っておりますが、この県の改正はいつからの改正になるのでしょうか。それと、その周知についてもお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 県のこの要綱は今年度から変わっております。その辺はそれぞれの介護施設等のケアマネジャーとかには周知して、そういったものが使えますよということの相談があったときにはお話をさせていただいて御利用いただいている状況でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

堀卓史議員。

○堀 卓史議員 順番前後しますけど、後ろから行きます。41ページ款10教育費、項6保健体育費、目3総合公園管理費、節15工事請負費のテニスコート人工芝張替工事費、これ先ほど長谷川議員もおっしゃられていましたけれども、テニスコートってすごい利用率が高いです、子供たちもよく使っていると。私も見に行ったのですけれども、コート内がめくれていると足元見てテニスなんかしないじゃないですか、つまりいたら絶対危険やということで早急に張りかえてほしいなということやったんですけど、この補正予算では張替工事費になっているのですけれども応急処置にするというふうに先ほど教育次長がおっしゃっていましたよね。

これどうということかなというのと、あと対応が後手に回っているような気がするのです。けががあってから張りかえるとかふぐあいがあってから修理するというよりも予算化できないものかなと思ひまして。補正でやっていくとワンテンポ遅れていくわけですが、補正予算が通らないと補修ができないというところで、ちょうど予算査定もあるということで予算化できないか、こういう維持管理費の予算化というのができないかというところが1つと、37ページ款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費の太田小学校屋外階段防滑工事費、多分太田小学校の南館と北館の間の階段のことかなと思うのですけれども、この階段って前から危ないですよと言われていたのです。よく滑る滑るというのも多分この議会でも言っているはずなんです。そのときの対応としては危険は認識しているがみたいな、なかなかできなかったのですけれども、今回この補正で行うというのは何か理由があったのかなと、ほんまやったら当初予算で上げてしっかりとやっていきたいところやとは思ひのですけれども、その2点お願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） まず、ページの若いほうの太田小学校の階段のほうからお答えさせていただきます。

このたび補正をさせていただく内容というのは、もちろん議員おっしゃられるとおり鉄製の階段でございますので滑りやすいということで前々から認識はしておったところでございます。学校のほうでも気をつけるようにということで十分注意を喚起しておったわけなのですが、実は滑って転倒したという事案が起きました、大事には至らなかったのですけれども転倒したという事案が発生いたしまして、根本的な階段をどうするかとかというそこまでは至らないのですけれども、階段の面に滑りどめを張りつけるということで対応しようということで、このたびこの補正を上げさせていただいたところでございます。

御指摘のとおり何か事が起こってということで非常にこちらのほうも心苦しいところではあるのですけれども、そういう事案が発生した限りはそれなりの対応をするというところでございまして、今後、予期できることについては十分気をつけていきたいというふうに考えておるところ



でございます。

それからもう一点、41ページの総合公園のテニスコートでございます。このたびの節15工事請負費に計上させていただいておりますのはコート面の全面の張りかえでございます。応急処置でさせていただいたというのは昨年度のBコート、Cコートの部分補修ということでございます。Aコートについてもコート面全面を昨年度張りかえたということで、このたび計上させていただいておりますのはD、E、Fのコートの全面張りかえでございます。

それから、維持管理費の予算化でございますが、通常といひましようか応急的に補修をしなければならない、例えばテニスコートでいいましたらもうべりっとめくれて使用できないというような状況になってしまった、そういう通常の維持管理費については修繕料ということである程度は置いておるのですけれども、このテニスコートの件でいいますと部分補修であっても1万円、2万円で直るといようなことではないので、割かし値段が張るということで補正なりで対応させていただくといようなことになるかも知れないのですけれども、ほかの施設につきましても通常のすぐ直せるといようなものについては維持管理経費として修繕料をストック的に持っているところでございます。

このテニスコートに限らず、応急的に修理できるという分についてはストック的に持っております修繕料でもって修繕をしていく、ストックで持っておる修繕では対応し切れないというときには補正等をお願いするといことで対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 堀卓史議員。

○堀 卓史議員 太田小学校で滑落事故といつか大けがには至らなかったといふうな報告があったのですけれども、テニスコートのほうもしかりやと思うのです。恐らくつまずいている人はいると思います。スポーツ中のけがやからある程度自己責任といところもあるとは思ふのですけれど、それをわざわざ言いに行かなかったから出てこなかったとい事例かもしれないです。だから、そういうこともあるので、今回補正で上がってくるといのは後手に回っているような感じが強いのです。

大きな金額になる分に対しては仕方がないかなとは思ふのですけれども、もう一度学校施設もそうですけど町民が使う施設、一から点検し直して、ここはあかんやろといところをもう一度チェックする体制も整えないといけないかなとは思ふのですけれども、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私が教育長になりましたから、4月、5月に早急に全部の学校を一度回らせてくれといことで、私と教育次長と管理課長で全部回りました。児童・生徒の安全・安心をベースとして潜在的なそういう危機管理の部分で全ての学校を回って管理者のほうから聞いて、特に太田小学校、今御指摘のように命にかかわる危険が高いといことで、緊急的に補正でも何でもいからすぐやれといことで補正提示をしたといのが結果であります。

そのほかまだそういう部分もありますので、学校のほうからも全て今直してほしいとかここが危ないんだといことは全て私どもも把握もしておりますので、できるだけ来年度に予算化、これはもう経費の問題もあるのですけれども、そういう今議員が指摘されました点、私どももよく認識もしておりますので、今後そういう形で対応していきますのでどうぞよろしく願ひします。

○議長（藤澤元之介） 堀卓史議員。

○堀 卓史議員 教育施設だけじゃなくて町民が使う施設、一からまた見直すとい姿勢で取り組んでいただきたいなと思ひます。

それと、もう少し予算、修繕費で対応できるものならというふうにおっしゃっていましたが、もうちょっと柔軟に対応できるような予算化というのが必要かなとは思っているので、修繕費をもう少しボリュームがあって対応するとかそういう考えはないのかというのと、あと一点、首藤議員のほうから石海小学校のＰＣのことで37ページ、雷が落ちてパソコンが壊れるってよくあることだと思うのです、家庭でもそうなんですけど落雷でパソコンに行かないようなコンセントを使ったりとかすると思うのですけれど、そういう対応ってしていなかったのかと、それで今後どうするのかというのと、あと学校のデータは大丈夫やったのかと。よくＵＳＢに差し込んでというようなことを以前はやっていたと思うのですけれど、そこら辺の対応というのはどうなっているのかということをご希望します。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 修繕費の件に関しましては、全体の予算編成の方針もあるのですが、施設を担当する所属といたしましては柔軟に対応できる予算というのは当然必要であろうと感じておるところでございますので、それなりにこちらのほうも要望していきたいと考えておるところでございます。

それから、37ページの石海小学校のコンピューターの関連でございます。データが飛んだという報告は受けてはおりません。今後、こういう雷に対しましての対応ということなのですが、特にこの近隣で落雷が起きそうだ、雷鳴がとどろいているというときにはこういう対応をせよという具体的なことについて現場のほうで指示が出ているかと申しますと、ほとんど気をつけようというような程度かと思うのですが、それなりの対応、今言われました落雷に対しての機器破損の対応についても研究をさせていただいて、影響の出ないようにということでは対応させていただきたいと思っております。

幸いなことにデータの損失というのは今回はなかったというふうに報告を聞いているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 予算を預かるほうの部局の者として若干お話をさせていただきます。

施設側からはここもあそこも直してほしいというような要望が出てこようとは思いますが、限られた予算の中で集中と選択というそれぞれの施設を持っていらっしゃるところの優先順位を考えながら、当初で行くのがいいのか、それとも今回のような県の補助とかふるさと納税を入れながら補正をお願いするのがいいのか、その辺の財源も調整しながら今後してまいりたいと考えておりますので、今後とも御協力よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 1点だけ、33ページ、丸山線の補修工事八百数十万円、今現状を見ますと安全柵、枚数を数えたところで幅の狭い防護をしておるんですけども、パチンコ屋さんのほうへ行くほどたしかのり面がえぐなっているのか低くなっているのか。それで、先ほどの経済建設部長の話を聞きますと風化岩の浮いている分だけをのけてネットで防護すると、それにしても結構な工事金額になっていると私の古い経験から、当然横が新幹線やからアンカー打ち込んだりするというのも相当な打ち合わせも必要やし、軽微な簡単なのり面防護の工事の割には工事金額が膨れ上がっておるなと感じるんですけども、その辺、延長なりのり面、ただ単に先ほどの説明言われたように浮き石だけとって張るのか、いやいやもう少しのり面を緩やかにしてやるものなのか、八百数十万円というのがどの程度の工事になるのかが私では把握できませんので、その辺詳細をお願いします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 現場につきましては、落石を一部浮いているのをとったというのは、2次被害が起きないようにまず上からロープで人をおろしてのり面の石を緊急的にとったということで、今回予算化させてもらっておりますのは安定型の安全ネットを風化岩にとりあえずアンカーを打ってとめていくと、ただ長さが大体14メートルほどありまして、高さが落差が12メートルあります。そこで安全対策を行いながらやっていくとなると面積で200平米を超えておりますので、何社かの専門業者から見積もりを担当のほうがとっており、また県とも単価の話もしておりますけれども、工法決定を最終的にはしておりませんけれども、共通仮設費とか諸経費を入れると800万円ぐらいの工事費になるというふうな予想をしております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 このたび子供ための教育ということで無償化についていよいよ10月から始まりますので、その関係で手続が要る方と、それから基本無償化に当たっては新たな手続は必要がないということで9月の「広報たいし」にも書いてありますしホームページのほうにも載っているところですが、なかなかお母さん方、文字だけですのでわかりづらいかなというのをこれ見ている中で感じたんです。申請が必要な方については丁寧に説明が必要ですし、9月30日までに出すようにということで、今9月始まったばかりでこれからいろいろと出てくるものかなと思いますけれども、丁寧にこの申請が要る方についての対応です、ただこの文書で出しましたよ、ホームページで出しましたよというだけでいいのか、それともそういう保育所、幼稚園のほうでもさらに説明がなされていくのか、それについてお願いいたします。漏れがないような対応が必要ですので、それについてお願いします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 担当の者が認定こども園それぞれ回って園に説明をしております。園での対応を十分お願いするというので、あと認定外の施設があるのですが、それもうちで把握できる限りのところは説明に回ったというふうに聞いております。最終的に、園を通じてそれぞれの保護者にはこの広報以外にもお知らせとしては情報は行っていると、我々そういう解釈をしているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 幼稚園に関しましては、該当の申請でありますとか手続的なものが該当するということについてはごく限られたというようなことになると思いますので、園長を通じて保護者のほうに直接連絡ができるというような、いわゆる規模的には小さい園がほとんどでございますので、そういうことで対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。締め切ります、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第37号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(藤澤元之介) 日程第2、議案第37号令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。締め切ります、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第38号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(藤澤元之介) 日程第3、議案第38号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。締め切ります、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第39号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(藤澤元之介) 日程第4、議案第39号令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。締め切ります、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第40号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(藤澤元之介) 日程第5、議案第40号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。締め切ります、よろ

しいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第41号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(藤澤元之介) 日程第6、議案第41号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。締め切ります、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第44号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について

○議長(藤澤元之介) 日程第7、議案第44号平成30年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。締め切ります、よろしいか。

(全員賛成)

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時54分）

（再開 午前11時19分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開催します。

~~~~~

日程第8 議案第45号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第8、議案第45号太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第45号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第9 議案第46号 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（藤澤元之介） 日程第9、議案第46号太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。締め切ります、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（藤澤元之介） 日程第10、議案第47号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。締め切ります、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第48号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定  
について

○議長（藤澤元之介） 日程第11、議案第48号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第48号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第49号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

○議長（藤澤元之介） 日程第12、議案第49号太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 この改正の中で支給認定保護者が教育・保育給付認定保護者というふうな文言の訂正なんですけれども、これは全ての後々の条例改正の中にも全てこの文言がこういうふうに修正されているのですけれども、法律の改正によってこうされたのでしょうか、教育・保育給付というふうに名前を変えたことについて、その理由ありますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 上位の法律であります子ども・子育て法におきましてこの文言が修正されておりますので、それに基づいて町の条例も文言を合わせて改正するというものでございます。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 恐らくそういう答えがされるのであろうということは想像ついたのでありますが、ところが後々出てくる幼稚園の設置に関する条例の中では教育・保育給付というのは当てはまるかなとは思っているのですけれども、ここの保育所の設置に関して基本的には保育所といったら教育というよりも保育が主眼になるかとは思っているのですけれども、その考え方、太子町の場合は斑鳩保育所しかないのですけれども、教育内容的に教育も含められているのかということと、だから教育内容的に保育主眼であれば別に教育・保育、政府のとおりに変える必要もないのではないかなと考えますが、その辺の考え方だけお尋ねします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） このたびの子ども・子育て支援法の一部改正する法律におきまして、考え方といいますか第8条におきまして子ども・子育ての支援給付、その他子供及び子供を扶養している種類に対します必要な支援ということで、このたび子ども・子育て支援給付ということで書かれております。

子供のための教育・保育給付につきましては第2章第3節と第3章第1節に書かれておりまして、これは今まで保育所は先ほど議員おっしゃられたような施設ということもございますけれども、ここでは認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等共通の財政支援といたしまして施設型給付ということで、認定こども園でしたらゼロ歳から5歳、幼稚園でしたら3歳から5歳、保育所でしたらゼロ歳から5歳というような形でこのたび規定されておりまして、その中で今までの支給認定保護者というような言葉を教育・保育給付ということでの認定保護者ということで、支給というくくりをそういうような一括したくくり方を今回させていただいて文言修正をさせていただいたというところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。締め切ります、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時29分）

（再開 午前11時30分）

○議長（藤澤元之介） それでは、再開いたします。

~~~~~

日程第13 議案第50号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第13、議案第50号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第50号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第51号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第14、議案第51号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第51号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第15 議案第52号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（藤澤元之介） 日程第15、議案第52号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第52号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第16 議案第53号 太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第16、議案第53号太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 今回の消防団の条例改正ですけれども、第8条第1項についてはそれはそうだなと、成年被後見人または被保佐人が削除されたかなと思うのですけれども、新しい分の第2項です、以前は免職であったのが今回懲戒免職というふうな項目になったと、これは法的裏づけとかその根拠とかそれを説明いただけますか。

○議長（藤澤元之介） 生活環境課長。

○生活環境課長（首藤武司） このたびの改正、第3号の免職を懲戒免職にというところがございますが、この消防団条例の上位といいますか非常勤の地方公務員ですので地方公務員法の中では欠格条項の中に懲戒免職というふうにはっきりと明記されておりました。今までの条例、それから国との準則等におきましては従前どおり免職であったのですけれども、このたびの改正に合わせて地方公務員法に準じて懲戒免職という表記にさせていただいております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。締め切ります、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第17 議案第54号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第17、議案第54号太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。締め切ります、よろしいか。

（賛成多数）

○議長（藤澤元之介） 賛成多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第55号 太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第18、議案第55号太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第55号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第19 議案第56号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（藤澤元之介） 日程第19、議案第56号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第56号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第20 議案第57号 太子町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第20、議案第57号太子町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。締め切ります、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

た。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時41分)

(再開 午前11時51分)

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第21 認定第1号 平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第21、認定第1号平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第1号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり7人の委員で構成する平成30年度一般会計決算委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は7人の委員で構成する平成30年度一般会計決算委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成30年度一般会計決算委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、出原賢治議員、森田哲夫議員、吉田正之議員、中薮清志議員、首藤佳隆議員、井村淳子議員、堀卓史議員、以上7名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました7人の議員を平成30年度一般会計決算委員会の委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午前11時53分)

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

休憩中に平成30年度一般会計決算委員会が開催され、委員会条例第8条第2項の規定に基づき、委員の互選により委員長に井村淳子議員、副委員長に首藤佳隆議員が選出されましたので、御報告申し上げます。

以上で報告は終わります。

~~~~~

日程第22 認定第2号 平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第22、認定第2号平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第2号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第23 認定第3号 平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第23、認定第3号平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第3号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第24 認定第4号 平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第24、認定第4号平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第4号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第25 認定第5号 平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（藤澤元之介） 日程第25、認定第5号平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第5号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第26 認定第6号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第26、認定第6号平成30年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第6号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

～～

日程第 27 認定第 7 号 平成 30 年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第27、認定第 7 号平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案については、8月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第 7 号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、認定第 7 号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

9月5日から9月23日まで、委員会審査のため本会議を休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、9月5日から9月23日まで本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は9月24日午前10時から開催します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午後 0 時01分）